

● 建設事業の労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	は装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のは装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用さ れている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するも のに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コン クリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様 をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類の詳細
建設事業	35	建築事業	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工 事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業 及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械 の組立て又はすえ付けの事業、（3802）既設建築物の内部において 主として行われる電気の設備工事業及び（3715）さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て 又はすえ付けの 事業 ※「その他のもの」 に係る労務比率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（（3102）高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管 の埋設の事業（（3103）内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫し て行う（3719）造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 （33）は装工事業及び（3505）工作物の解体、移動、 取りはずし又は撤去の事業を除く。

● 建設事業における労務比率・保険料率一覧表

業種 番号	事業の種類	工事開始日が 平成18年4月1日～ 平成21年3月31日 のもの		工事開始日が 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 のもの		工事開始日が 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日～ のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	1000分の118	19%	1000分の103	18%	1000分の89	19%	1000分の79
32	道路新設事業	21	21	21	15	20	16	20	11
33	舗装工事業	20	14	19	11	18	10	18	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	23	24	18	23	17	25	9.5
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	21	15	21	13	21	13	23	11
38	既設建築物設備工事業	21	14	22	14	22	15	23	15
36	機械装置の 組立て又は 据え付けの 事業	40	14	40	9	38	7.5	40	6.5
	組立て又は取 付けに関するもの その他のもの	21		22		21		22	
37	その他の建設事業	24	21	24	19	23	19	24	17

消費税率引き上げに伴い、平成25年10月1日～平成27年3月31日に事業開始したものは、請負金額に108分の105を乗じて得た額に、所定の労務比率を乗ずる必要がありましたが、労務比率の改定に伴い平成27年4月1日以降に事業開始して平成28年度中に終了した事業については必要ありません。ただし、**消費税抜きの請負金額**に所定の労務費率を乗じることとなりますのでご注意ください。

なお、事業開始日が平成27年3月31日以前であって平成28年度中に終了した事業については、昨年同様、消費税込みの請負金額に108分の105を乗じて得た額に、事業開始時の所定労務比率を乗ずる必要があります。

◎ 一括有期事業報告書の「請負代金から控除する額」について

請負代金から控除することのできる控除対象工事用物は、**「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号 36)の機械装置のみ**です。これ以外の事業の種類では、請負代金からの控除が認められておりませんのでご注意下さい。

機械装置の範囲

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 3. 原子炉 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 4. ゴミ焼却装置 | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| 5. 原子力発電所タービン | 11. 水処理設備 | |
| 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター | |